



宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月18日 (木曜日) 第 2821 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 1

○家畜人工授精講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 1
○公共測量の実施…………… (管理課) 1
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 1

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、上方土地改良区 (えびの市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 大木場 和 年 | えびの市大字原田1972番地 |
| 理 事 | 大正水流 義則 | えびの市大字坂元 624番地 2 |
| 理 事 | 原 田 文 吾 | えびの市大字杉水流 2 番地 |

(任期：平成29年 4 月 6 日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 出 口 義 信 | えびの市大字坂元 162番地 2 |
| 理 事 | 大牟礼 重 久 | えびの市大字原田19番地 |
| 理 事 | 狩 集 貞 夫 | えびの市大字原田1906番地イ |

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) 第16条第 2 項に規定する平成28年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

平成28年11月21日 (月曜日) から12月26日 (月曜日) まで

2 開催場所

児湯郡高鍋町大字持田5733番地 県立農業大学校

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

平成28年 8 月22日 (月曜日) から 9 月 9 日 (金曜日) まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真 (縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル) 2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

33,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

- ・ テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会 (東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜人工授精編) を使用するのだからあらかじめ準備すること。
- ・ この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課 (電話0985-26-7139) にすること。

公共測量を次のとおり実施する。

平成28年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

宮崎市大字熊野

3 作業期間

平成28年 8 月10日から平成28年10月17日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年 8 月18日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 講習の種類 | 警備業務の区分 | 実 施 日 | 定員 |
|--------|---------|-----------------------------|-----|
| 追加取得講習 | 1号警備業務 | 平成28年11月14日(月)から11月17日(木)まで | 20名 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
 宮崎県技能検定センター
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提 出 日 時 |
|---------|--|
| 1号警備業務 | 平成28年10月3日(月)から10月14日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2の(1)に該当する者
 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 講習の種類 | 警備業務の区分 | 手数料 |
|--------|---------|---------|
| 追加取得講習 | 1号警備業務 | 23,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。